

大阪府入札参加停止要綱第 13 条に基づく「工事事故」の報告について

大阪府内において施工する工事等において発生した事故（府発注工事等以外で発生した事故を含む。）について、入札参加資格者は、大阪府入札参加停止要綱第 13 条の規定により、その内容を遅滞なく報告する必要があります。また、この報告を怠ったと認められるときには、入札参加停止の措置期間を 2 倍に延長することがあります。この報告にあつての留意事項は、下記のとおりです。

記

1 事故報告の対象（府内において施工する工事等）

- ①労働安全衛生規則第 97 条の規定による「労働者死傷病報告」を行ったとき。
- ②「公衆損害事故」（公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた事故）

2 対象から除外される場合

- (1) 府発注工事等に係る工事事故の報告に関して、契約担当者が別に定め、又は指示しているとき。

※府発注工事等については、発注者（契約担当者）が施工管理上、事故報告を求めていることから、大阪府入札参加停止要綱第 13 条の規定に基づく報告は要しないものとする。

- (2) 一般工事（府発注工事等以外の工事）の事故において、死亡者が発生していないとき。

3 報告時期

- ・ 1－①の場合原則として労働者死傷病報告の提出後、10 日以内とする。
- ・ 1－②の場合原則として事故発生後、30 日以内とする。

4 提出書類

別記様式による（労働者死傷病報告（写）その他参考となる書類を添付すること。）

5 報告書の提出先

総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ

別記様式

平成 年 月 日

大阪府総務部契約局長 様

入札参加資格者名

代表者名

印

(担当者名・電話番号)

事故報告書

1 工事の概要

- 工事名称
- 工事場所
- 契約金額
- 契約相手方
- 下請負を行っている場合はその下請業者名及び所在地（施工体系図を必ず添付すること）

2 事故の概要

- 事故発生年月日：
- 事故発生場所：
- 事故の概況（被害の状況、事故の原因等も含めて）

[]

- 労働安全衛生規則第97条の規定による労働者死傷病報告を行った日：
- 事故原因等に関する警察署、労働基準監督署等の見解

[]

- 安全管理責任義務違反の有無及び今後の対応

[]

※添付資料

現場写真、現場概要図、施工体制台帳又は施工体系図、労働基準監督署及び警察署への報告書、新規入場者教育資料、施工計画書（安全対策を記し、発注者の承認を受けたもの）、作業手順書、事故発生当時の安全対策、その他契約局長が指示するもの